

東京電力ホールディングス株式会社柏崎  
刈羽原子力発電所の発電用原子炉設置変  
更許可申請（6号及び7号発電用原子炉  
施設の変更）の概要について

令和元年5月  
原子力規制委員会

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名  
名 称 東京電力ホールディングス株式会社  
住 所 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号  
代表者の氏名 代表執行役社長 小早川 智明

- (2) 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地  
名 称 柏崎刈羽原子力発電所  
所 在 地 新潟県柏崎市及び刈羽郡刈羽村

(3) 変更の内容

昭和52年9月1日付、52安（原規）第250号をもって設置許可を受け、これまで設置変更許可等を受けた柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉設置許可申請書の記載事項のうち、次の事項の記述の一部を改めている。

五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備

(4) 変更の理由

イ、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正に伴い、6号及び7号炉における地震時の燃料被覆管の閉じ込め機能の維持に係る設計方針を追加する。

ロ、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正に伴い、6号及び7号炉における「内部溢水による管理区域外への漏えいの防止」に関連する記載事項の一部を規則の条文と整合した記載に変更する。

ハ、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に対する浸水防護について、タービン補機冷却海水系隔離システムの設置に伴う浸水量の見直し及び浸水対策範囲の見直しに伴い、浸水防止設備のうち、6号炉の止水ハッチ及びダクト閉止板並びに7号炉の止水ハッチ及び浸水防止ダクトを設置しないこととし、6号及び7号炉の水密扉の個数を変更する。

上記の変更にあわせて、発電用原子炉施設の一般構造、放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備並びにその他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備の記載の一部を適正化する。

